

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第2回本庄市都市計画審議会
開催日時	平成31年3月28日(木) 午後 1時15分から 午後 2時26分まで
開催場所	本庄市役所 504会議室
出席者	(委員) 田中 護委員、立石 茂則委員、横尾 巧委員、田端 講一委員 巴 高志委員、小暮 ちえ子委員、堀口 伊代子委員、 岩崎 信裕委員、小林 猛委員、 大儀 健一委員(代理 中島副所長)、吉村 正則委員、 砂原 誠一委員、前川 博昭委員、茂木 達郎委員
	(事務局) 浜谷都市整備部長、青木都市整備部次長、 菫塚参事兼都市計画課長、中村課長補佐兼計画係長、 新井主査、赤坂主任、大井主任、荒井主事
欠席者	中川 勲委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 市長挨拶 次第3 会長挨拶 次第4 議事 次第5 その他 次第6 閉会
配付資料	・次第、配布資料一覧、席次表、議案概要一覧表、議案書 ・参考資料 都市計画について
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会 議 の 経 過

発言者	発言内容・決定事項等
事務局(課長)	皆様こんにちは。 本日はお忙しいなか、平成30年度第2回本庄市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、都市計画課長の菫塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。 本日、都市計画審議会に諮問させていただく案件は2件でございます。

	<p>なお、会議録作成のため、本審議会を録音させていただいておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、吉田市長から都市計画審議会に諮問させていただきます。</p>
吉田市長	<p>本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。</p> <p>1. 児玉都市計画道路の変更について</p> <p>2. 児玉都市計画用途地域の変更について</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>(市長が諮問書を読み上げ、会長に諮問書を渡す)</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。つづきまして、吉田市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
吉田市長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>本日は本年度の第2回目の都市計画審議会でございます。日頃から皆様方におかれましては、この都市計画審議会、都市計画に関わる重要な案件についてご審議いただく場でございますけれども、それぞれの知見に基づきまして、まちづくりに対する熱い想いのもと、熱心にご議論ご審議いただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、本日の諮問事項でございますが、先ほど申し上げましたとおり、児玉都市計画道路と児玉都市計画用途地域の変更の2件でございます。</p> <p>埼玉県が定めました都市計画道路の検証・見直し指針に基づきまして、平成26年度から都市計画道路の見直し作業を実施してまいりました。その結果として、都市計画道路であります駅前通線の線形及び幅員の変更をこのたび行うことになったものでございます。</p> <p>この駅前通線につきましては、児玉地域において、お祭りの時には4つの山車と屋台が並んでいるところでございまして、駅前から462号までは電線の地中化もされまして、しっかりとした計画になっておりますが、その先が大変狭い状態になっているわけでございます。ここは周辺の学校に通う児童生徒の通学路にもなっているわけでございまして、入り口が大変狭く、歩道も整備されていない状態でございます。いずれにいたしましても、この道路は地域の発展に非常に重要であると認識しておりまして、現在の社会状況を踏まえたなかで、都市計画道路の線形と幅員の変更を行いまして、通学する児童生徒はもちろんのこと、地域の住民の方々の安全・安心、そして児玉地域の一番の中心のところの良好な景観を維持していくと、整備していくという観点に基づきまして、道路整備に着手していくと、このように考えているところでございます。</p> <p>また、駅前通線の変更に伴いまして、駅前通線の終点箇所を南北に走っております都市計画道路役場前通線の交差点箇所の変更、沿道の用途地域の変</p>

	<p>更についてもご審議をいただくということで、2つの点につきまして諮問をさせていただいたところでございます。</p> <p>ぜひ、委員の皆さま方の忌憚のないご意見をいただき、活発なご議論をいただき、そして良い方向に進みますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>結びにあたりまして、委員の皆様方のご健勝にてのご活躍、また、本庄市のこれからの都市計画のより一層のご支援ご尽力を賜りますようお願いいたしまして、本庄市長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。続きまして、田中会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
田中会長	<p>改めまして、皆様こんにちは。</p> <p>本日はお忙しいなか、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は本年度最後の審議会でございます。先ほど市長からございましたように、本日の議案は児玉都市計画道路の変更についてとそれに伴う児玉都市計画用途地域の変更についての2件でございます。慎重にご審議いただきまして、適切な答申をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。ここで誠に申し訳ございませんが、市長は所用のため退席させていただきますので、ご了承いただければと存じます。</p> <p>(市長退席)</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、田中会長にお願いしたいと存じます。</p>
田中会長	<p>審議にあたりましては、慎重かつ能率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、事務局より委員の出席状況を報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは委員の出席状況について、ご報告いたします。本日は、中川委員からご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>審議会条例第6条第2項では審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日も出席頂いております委員さんは15名中現在14名でございます。定数に足りておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p>
田中会長	<p>事務局からの報告のとおり、本日の会議は成立いたします。</p> <p>次に、本日の議案のうち非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局に伺います。</p>
事務局	<p>本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。以上でございます。</p>

	す。
田中会長	<p>それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。ただ今、事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がございました。</p> <p>本庄市都市計画審議会規則第2条では、審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるとされております。審議会規則第2条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきたいと存じます。事務局は傍聴人がおりましたら入室させてください。</p>
事務局	<p>事務局からご報告いたします。本庄市都市計画審議会規則第3条の規定により、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴について定員数10名としてご案内したところ、申し込みはございませんでした。以上でございます。</p>
田中会長	<p>事務局から、本日は傍聴人はいないとの報告でした。</p> <p>それでは議事に入ります。本日、諮問のありました2件の議案については関連性があるため、議案第2号「児玉都市計画道路の変更について」、議案第3号「児玉都市計画用途地域の変更について」事務局より一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書を基に説明)</p> <p>議案第2号「児玉都市計画道路の変更について」及び議案第3号「児玉都市計画用途地域の変更について」一括して説明をさせていただきます。</p> <p>まず、児玉都市計画道路の変更についてでございます。変更します路線は、3・4・3号役場前通線及び3・4・6号駅前通線の2路線でございます。</p> <p>この道路の変更に至りました経緯から、ご説明させていただきます。</p> <p>都市計画道路は、まちの将来を見据え、都市の骨格となる施設として長期的な視点で計画する都市施設でございます。本市では、本庄地域に25路線、児玉地域に11路線、合計36路線の都市計画道路がございます。計画総延長約68キロメートル、整備率は約64％となっております。本市も含め、全国の都市計画道路の多くは、高度経済成長期に計画され、長期間に渡り整備が行われていない路線が多く存在しております。</p> <p>また現在、人口減少や高齢化の進展、市街地拡大の収束など、社会状況も大きく変化してきております。都市計画は、このような変化等を踏まえて、変更の必要性を継続して検討していくことが求められております。</p> <p>こうしたことから、埼玉県は平成25年6月に「都市計画道路の検証・</p>

	<p>見直し指針」を策定いたしました。本市もこの指針に基づきまして、未整備区間のある都市計画道路の見直しを実施し、3・4・6号駅前通線の一部区間の見直しを進めることといたしました。</p> <p>駅前通線の現在の計画でございますが、児玉駅西側を起点といたしまして、国道462号、これは都市計画道路中央通線でもございますが、こちらを横断し、雉岡城跡入口付近に至る延長約600m、幅員18mの幹線街路でございます。</p> <p>児玉駅から国道462号との交差点までの延長は約360m、国道462号との交差点から終点となる雉岡城跡入口付近までの延長は約240mで、交差点付近を除きまして、全区間で18mの幅員で計画しております。</p> <p>現在の計画道路の線形は、起点となる児玉駅から現道に沿って計画しておりますが、国道462号との交差点先、終点の少し手前で、現道から乖離して直線で計画しています。</p> <p>駅前通線の計画見直しの理由でございます。この都市計画道路の沿道の土地利用でございますが、起点となる児玉駅から国道462号との交差点を超えて最初の交差点までの区間は、まちの賑わいを増進とする商業地域を指定しております。その先の終点付近は、良好な住環境の形成を図るとして第一種住居地域を指定しております。</p> <p>また、この路線は付近に学校が位置していることから、通学者の利用が多く見られます。国道462号との交差点の西側は見通しが悪く、歩道も整備されておりませんことから、早期に整備が求められている都市計画道路であると認識しております。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、国道462号の交差点から終点までの区間について、整備の効率性等を考慮し、現道を活かした線形にし、沿道土地利用等を踏まえて道路幅員を縮小する変更をするものでございます。</p> <p>線形につきましては、既存の道路を極力活かし、道路構造令との適合や警察等との協議も踏まえて、このような線形といたしました。また、国道462号交差点から終点までの区間の幅員については、18mから14mへ縮小いたします。なお、幅員の検討に当たりましては、交通量調査を実施しております。</p> <p>また、今回変更する区間の両端は交差点となっております。交差点付近は、右折車線への移動を円滑にする区間が必要となることから、交差点の少し手前から幅員が広がってまいります。交差点部の横断面のとおり、右折車線の部分の3mが加わりまして、交差点部の幅員は17mへ変更いたします。</p> <p>以上が駅前通線の変更でございます。</p> <p>続きまして、役場前通線の変更の説明をさせていただきます。役場間通線の変更は、駅前通線の変更によって生じた変更となります。</p>
--	---

	<p>役場前通線は、児玉高等学校付近の県道秩父児玉線を起点といたしまして、途中先ほどの都市計画道路駅前通線と交差し、都市計画道路環状一号線に至る、南北に延びる延長約1,550m、幅員16mの幹線街路であり、昭和48年に都市計画決定をしております。</p> <p>先ほどの駅前通線の線形の変更により、役場前通線との交差点位置が北側へおおよそ50mほど移動いたします。役場前通線の標準部の幅員は16mでございますが、交差点付近は右折車線の関係で少し手前から幅員が広がってまいります。役場前通線の交差点部の幅員は17.5mでございます。駅前通線との交差点位置の変更に伴いまして、右折車線に掛かる拡幅部が移動することから変更が必要になるものです。</p> <p>実際に役場前通線の道路区域に変更が生じる場所ですが、計画図で変更後の交差点から北へかけて、道路の両脇近くに黒い実線をご確認いただければと思います。この黒い実線が変更前の道路区域の端を示しておりまして、若干ですが、赤い実線が外側にご確認いただけるかと思っております。こちらが変更後の道路区域でございます。最大で片側それぞれ0.75m広がります。</p> <p>また、右折車線への移動を円滑にするために必要な長さについては、変更前の計画のままですと道路構造令に適合しないことから、適合するよう変更いたします。この長さは、変更前と比べ距離が長くなります。こうしたこともあり、役場前通線の区域に変更が生じるのは交差点の北側のみとなっております。</p> <p>次に、駅前通線でございます。変更する区間の延長が約240mから約250m、幅員は14mとなり、車線数については新たに2車線で決定いたします。これによりまして、路線全体の延長が約610mへ変更となります。構造に変更はございません。また、幅員も代表となる幅員を採用するため18mで変更はございません。</p> <p>以上が議案第2号「児玉都市計画道路の変更について」の説明でございます。</p> <p>引き続き、議案第3号「児玉都市計画用途地域の変更について」ご説明させていただきます。この用途地域の変更は、役場前通線の変更により生じる変更でございます。</p> <p>役場前通線の西側の端から25mのところ用途地域の境界を定めております。役場前通線の今回変更いたします区間付近は、用途地域の境界の東側を第一種住居地域、西側を第一種中高層住居専用地域としております。先ほどご説明いたしましたように、道路区域が僅かではありますが広がることから、これに併せまして、面積として約60㎡の用途地域を第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ変更するものです。</p> <p>なお、用途地域が変わりまして、建蔽率、容積率はそれぞれ60%、200%で変更はございません。</p>
--	---

	<p>最後に、都市計画変更手続きについてご説明させていただきます。道路、用途地域の変更について、地元の皆様への説明会を2回開催いたしましてから、都市計画法第16条の手続きとして、昨年12月20日、住民の皆様を対象に説明公聴会を開催いたしました。都市計画法第17条第1項の規定により、2月7日～2月22日の間、縦覧を実施いたしまして、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>また、都市計画法第19条第3項の規定による県知事との協議については平成31年1月22日に支障ない旨の回答をいただいております。</p> <p>以上で、議案第2号及び第3号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
田中会長	<p>ただ今、議案第2号及び議案第3号の説明を受けましたが、今回の都市計画の変更は都市計画道路の線形及び幅員の変更と、都市計画道路の変更に伴う用途地域の変更でございます。</p> <p>説明は一括して行いましたが、質疑及び採決は議案ごとに行いたいと思います。まず、議案第2号「児玉都市計画道路の変更について」に対する事務局の説明について、何か質疑等ございませんか。</p>
小林委員	<p>当初の都市計画決定から変更となった理由は何でしょうか。</p> <p>当初の計画道路の線形において、用地買収や物件補償を試みたのか、試みないで変更を行うのか、教えていただけますか。</p>
事務局	<p>今回変更する区間について、過去に用地買収や用地交渉は実施しておりません。</p>
小林委員	<p>地権者の方々と用地交渉や補償等を行わずに、簡単に都市計画の変更を行ってよいものなのでしょうか。変更する理由は何だったのでしょうか。</p>
事務局	<p>昭和48年に都市計画決定をいたしまして、その後都市計画事業につきましては行われておりませんでしたので、地権者の方々と用地交渉等はしておりません。</p>
田中会長	<p>計画決定した時点では、高度経済成長期で予算が右肩上がりであり、理想的な線形を計画していましたが、その後、少子高齢社会になったことにより、財政規模が減少したこともあり、事業が進まないなかで、理想よりも現実的な考えで、早く事業化するのはどうしたらよいかということで考えて、人家がある場所を抜くよりも、今ある道路に沿って計画した方が、より現実的で皆様の理解も得やすいため、そういったことを踏まえて今回の線形になったのではないのでしょうか。</p>
小林委員	<p>会長のご意見は想像できる範囲のものだと思います。</p> <p>地権者の方々と接触はあったのか、接触せずに簡単に路線を変更してよいものなのか、その説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の変更に当たりまして、直接的に変更前の地権者の方々に個別のご意</p>

	<p>向の調査はしておりません。この案を考える前に、線形ルートの変更をしてもよろしいでしょうかというかたちで地元の皆様にお集まりいただきました。この中には地権者の方もいらっしゃいましたが、変更をしたいという意向がありますというかたちで、本庄市で全体の説明と意向調査をさせていただいております。そういったなかで今回のルートの変更を行うことに対して、異論がないということでございましたので、個別ではありませんが、地権者の方々の意向を確認したうえで、今回の変更の手続きに入ったわけでございます。</p>
田中会長	<p>地権者の皆さま方の意見はどうでしたか。</p>
事務局	<p>全体の意向調査のなかでは、反対意見はございませんでした。</p>
田中会長	<p>最初からそのような計画にできなかったのかと思われるかもしれませんが、計画当時はまだ元気がいい時代であったので、まっすぐ抜こうということで計画したのでしょうか、地権者の方々にあまり負担を掛けず、財政的にも大きな負担を掛けないかたちで進めていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>これは本庄市だけでなく、当時の計画からすると、理想系のまっすぐのルートで描かれているものでございますので、これを実行するためには財政的な負担や地権者の方への負担もありますので、埼玉県が音頭を取るようなかたちで、都市計画道路の変更を現在進めている状況でございます。</p>
田中会長	<p>結果的には変更されたことによって、地元の方々から非常に困ったという話は出ていないですか。</p>
事務局	<p>そのような話は出ておりません。</p> <p>この路線につきましては、以前から地元の方々から早く道路を造って欲しいという意向が強い路線であり、実際に児童生徒が多く通る路線でございますので、歩道もなく朝夕非常に危険な場面もありますので、なるべく整備したいということで財政面だけでなく、スピード感も重要であると考えて、今回の変更案を出させていただいております。</p>
小林委員	<p>聞き取れる範囲内では、まっすぐ抜くよりも、曲げて現道に沿った形で簡単な方を選んだ方が、費用が掛からないということでしょうか。地元の皆様に説明をされたかと思いますが、その辺が理由ではないかというところが想像できる範囲内かと思われます。</p> <p>合併後13年が経過して、合併後に駅前通線の交差点から役場前通線の間で、今回の線形の変更ではなく、交差点の改良など、今までで何か他に着手したのがありますか。</p>
事務局	<p>この路線については都市計画道路でありますので、実際にこのような変更をするのは、今回が初めてでございます。駅からの県道区間につきましては、市長のご挨拶の中でもありましたが、電線の地中化等もしているなかで、ある程度の景観を維持していく路線ではありますが、合併後から変更等を行っ</p>

	<p>た箇所はございません。</p> <p>今回は線形の変更に併せて幅員を縮小するというかたちで、現状の交通量等を考慮しまして、現状に合っているかたちで整備をさせていただきたいと考えております。</p>
吉村委員	<p>議案書の5ページの横断面ですが、役場前通線の交差点部について、路肩が0.75mということで、駅前通線の交差点部の路肩が0.5mということで、恐らく道路構造令の路肩の縮小規定で0.5mまで縮められると思うのですが、この通常の0.75mと0.5mの縮小規定を取っている理由を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>こちらの路線につきましては、国道462号の西側について交通量調査を実施いたしました。その結果、駅側と西側では交通量が違ってきており、西側については交通量が少ないということで、縮小規定が使えると判断しております。</p>
小林委員	<p>車道部ではないため、0.5mと0.75mの違いについての説明には該当しないと思われま。</p>
田中会長	<p>車道部という意味では、路肩も車道部に含まれるのではないのでしょうか。</p>
吉村委員	<p>役場前通線の方が交通量が多いので、路肩としては通常の幅員を取って、いわゆる側方余裕を取れば、交通量を多く流せるという理由でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
小暮委員	<p>一番最初に全体の説明会があって、地元の住民の方々から反対の意見はなかったとのことでしたが、この説明会は12月20日に実施したものでよろしかったでしょうか。反対の意見がなかったとしても、何かしらのご意見があったかと思しますので、その時の状況を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>12月の住民を対象とした説明会の前に、29年11月と30年の9月に地元の皆様を対象とした説明会を実施したなかで、様々なご意見をいただきました。整備の時期であったり、交差点の広がっている箇所の危険性であったりと、さまざまなご意見をいただきましたが、この計画に反対するといったご意見はございませんでした。</p>
小暮委員	<p>先ほどの小林委員のご質問でもございましたが、合併前から早く整備をして欲しいという要望があったなかで、平成25年の県の指針に基づいて見直しを行った結果、今回、変更を行うということでよろしいでしょうか。地元のご意向としては早く整備をして欲しいということに変わりはないということでしょうか。変更後は整備を進めていくとの解釈でよろしいですか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
前川委員	<p>私はこの近所に住んでいるのですが、そもそも黄色の路線で進めるという話は地元の皆様は知っていたのでしょうか。実は今回初めて知った状況であ</p>

	<p>りまして、地元の皆様はこの黄色の線で計画しているという話を以前から周知していたのかを教えてください。</p>
事務局	<p>こちらの都市計画道路は昭和48年に都市計画決定をしております。だいぶ古い時期に決定しておりまして、都市計画決定をする段階では地元の皆様へのご説明をする機会を設けて決定をしているものと思われま。</p> <p>しかしながら、長い間計画のままで時間を費やしているものですから、ご存じない方も多いのかもしれませんが。たとえば、この区域に掛かって住宅を建築したり、改築をする場合には様々な都市計画の制限が掛かってきますので、ここに都市計画道路があるとお気づきになられる方もいらっしゃるかと思いますが、そのような機会がございませんと、認識する機会は少ないかと存じます。</p>
前川委員	<p>買収等の何らかのアクションを行っていなかったために、皆様存じ上げていなかったと思います。小林委員も仰られたように、通常であればここは都市計画道路ですというかたちで買収等のアクションを起こしていただければ、地元の方々もそれを認識したうえで、未来像を描きながら生活をしていたのですが、それが今回このようなかたちになったということで、地元の説明会でも皆様からの意見が出なかったのではと思われま。</p> <p>この計画をどんどん前倒しに進めていただいて、この道路は通学路であり、多くの学生が通行していることは皆様ご存知かと思われまますが、一日も早く整備をしていただいて、安全にさせていただきたいというのが住民の方々の思いであると、私は考えております。</p> <p>地元の方々への説明の際には、いつまでに整備を行うのかとコミットメントをしているのか教えていただけますか。</p>
事務局	<p>今後の整備の予定ですが、今回の変更の手続きを進めて、仮に賛成の答申をいただいた後の手続きになりますが、平成32年度に詳細設計と測量に入らせていただきます。その後33、34、35年の3カ年を掛けまして用地買収に入らせていただきます。順調に用地買収が進めば、36年度から道路の築造に入るかたちで準備を進めております。</p>
田中会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p> <p>質疑もないようですので、ここで質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないものと認め、質疑等を終結いたします。</p> <p>それではこれより採決にはいります。本審議会に諮問されました議案第2号「児玉都市計画道路の変更について」は原案に賛成することにご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第2号について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p>
田中会長	<p>つづきまして、議案第3号に対する事務局の説明について、何かご質問などございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>お諮りいたします。質疑、ご意見ともないようですので、ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、質疑等を終結いたします。それではこれより採決に入ります。本審議会に諮問されました議案第3号児玉都市計画用途地域の変更については原案に賛成することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第3号についても原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p>
田中会長	<p>それでは議事が終わりましたので、私は議長の仕事をお任せいただきまして、事務局へ司会進行をお戻りいたします。ありがとうございました。</p>
事務局(課長)	<p>ありがとうございました。それでは「その他」ということで、事務局からご連絡いたします。</p>
事務局	<p>それでは「その他」といたしまして、皆様すでにご存知かと思いますが、せっかくの機会でございますので、都市計画について、簡単にではございますが、ご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>(参考資料を基に説明)</p> <p>ただ今の説明について、質疑等がございましたら、お願いいたします。</p>
堀口委員	<p>本庄及び児玉における、今後の都市計画の変更等の計画はございますか。</p>
事務局	<p>今後の都市計画審議会の予定ですが、現在都市計画課では新都心地区の区画整理事業を行っている区域のうち、本庄総合病院周辺の新田原地区につきまして、まず、区画整理の網を外すこと、用途地域の変更を掛けること、防火準防火地域を掛けること、地区計画を掛けること、この4つの変更を行うことについて、手続きを進めております。同じく見福の土地区画整理事業が昭和48年頃にございまして、一部区域が未施行になっていることから、その区域を区画整理の決定区域から除く手続きを現在進めております。31年度中にその2本の都市計画について、諮問させていただく方向で現在手続きを進めておりますので、その際はよろしくお願いいたします。</p>
前川委員	<p>本庄市の都市計画というのは合併前の都市計画で進めるということでしょうか。児玉区域の都市計画も合併前の都市計画で同じように進めるということでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、本庄市には2つの都市計画区域が存在していて、かつ本泉地区は都</p>

	市計画区域外となっており、大きく分けると、3つの区域で本庄市が構成されていることになりまして、それぞれの都市計画では整備の方針が埼玉県によって定められております。本庄市では3つの地区を1つの本庄市として捉え、都市計画マスタープランでは一体の市としてまちづくりを行っていくと定めております。
前川委員	今まで計画していたものではなく、新しい計画がまた出てくるということでしょうか。
事務局	それぞれの都市計画では、それぞれの都市計画の目標が定められておまして、本庄都市計画が定める目標と児玉都市計画、これは1市3町で構成される広域都市計画ですが、そちらも埼玉県ではその都市計画区域については、こういった方針で整備していくといった方針が定められております。埼玉県ではそれぞれで整備を行っていきませんが、本庄市では同じ本庄市として、それぞれ性格の違う都市計画ではございますが、そのようなことを鑑みながら一体として整備していくという方針が、現在の方針となっております。
前川委員	本庄市の独自の都市計画があつて、埼玉県の指針があるということですか。
事務局	都市計画区域というのは、埼玉県が定めることになっておまして、その都市計画区域を定めるにあたりまして、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というものがございまして、それは県が定める都市計画区域のマスタープランのようなものです。繰り返しのなってしまうんですが、新本庄市には旧の本庄区域である本庄市都市計画区域、旧の児玉町が含まれている児玉都市計画区域がございまして、それぞれを一体のまちとして整備を行っていくというのが、都市計画のマスタープランとして定められております。
前川委員	埼玉県のマスタープランと本庄市のマスタープランではどちらが優先されるのですか。
事務局	上位計画としては、埼玉県のマスタープランがございまして。下位計画が本庄市のマスタープランとなりますので、それに沿ったかたちで本庄市のマスタープランを定めさせていただきます。
田中会長	埼玉県が整備、開発及び保全の方針を定める際に、本庄市長に対して、こういったことで定めたのでよろしいでしょうか、ということで照会がありまして、都市計画審議会で諮ったうえで支障ありませんということで県にお返しをして、県において定めるということになります。
事務局	非常にわかりにくい部分ではございますが、本庄市は旧本庄市と旧児玉町の地域性の違う市と町が合併したものですから、先ほども説明がありましたとおり、本来は一つの市になったわけですから、同じ都市計画区域にするのが本来ではあります、地域性が違うというのがあります。一つ大きいのが、

	<p>今まで児玉町というのが、児玉郡で隣り合っている上里町や美里町、神川町と一緒に組んだ都市計画となっておりました。それが合併しましたというなかで、旧児玉町ですっぱり抜けるということはなかなか難しいということもあります。また、地域性も異なる部分もありますので、今の時点では旧本庄市の定めていた部分と、旧児玉町で定めていた部分、児玉町の一番南側の森林部分については都市計画がない区域、現在の新本庄市につきましては3つの区分があるなかで、本庄市は一体ですので、全体としてどのようなまちづくりをしていけばよいかということ考えたなかで、都市計画のマスタープランを定めて、まちづくりを進めていくということになります。旧本庄市はいわゆる線引きがありまして、しっかりとした市街化区域と調整区域がありまして、このラインを境に市街化の推進と抑制をするという線引きがあるなかで、それを一つの方針としてやっております。しかし、旧児玉町においてはそれがありませんので、線引きのないまちづくりのベースで進めております。そのあたりが若干違うなかで、一体のまちづくりをどうしたらよいかということで、現在検討しているところでございます。</p> <p>これは本庄市だけでなく、伊勢崎市や深谷市においても市や町、村が合併しておりますので、まちづくりとしては市全体ですが、基盤となる都市計画区域については若干違う形になっております。熊谷市は合併後に一体としておりますが、それぞれの市町で事情がありますので、どれが一番良い選択か、検討しているところでございます。</p>
事務局	<p>本日の議事における吉村委員からの質疑について、訂正をさせていただきます。</p> <p>議案書5ページの路肩幅のお話ですが、今回の都市計画道路の変更につきましては、駅前通線の国道462号から役場前通線の間ですが、なぜ今回の変更になったかと言いますと、埼玉県で定めた都市計画道路の運用・見直し指針に則りまして、検証すべき路線と見直しすべき路線を抽出いたしました。実際に見直した場合にどのような影響があるかを勘案した結果、今回の駅前通線の国道462号から役場前通線の間について、都市計画決定の見直しを行うということになっております。駅前通線については4種3級の道路でありますので、道路構造令上の路肩の幅は0.5mになっております。ですので、縮小規定等ではなく、道路構造令上の路肩幅の0.5mということでございます。役場前通線につきましては、今回の都市計画道路の見直し路線にはなっておりませんので、現在決定している標準部では1.5mの停車帯、交差点部では縮小して0.75mの路肩となっております。</p> <p>今後、都市計画道路の検証見直しを繰り返していくなかで、役場前通線の見直しをすることになった場合には、この停車帯や路肩の幅についても見直ししていくことも考えられると思われま。</p>

様 式

	<p>いずれにしても、駅前通線の路肩につきましては、道路構造令の規定に従った0.5mとなっております。</p>
事務局(課長)	<p>以上、訂正をさせていただきたいと存じます。</p>
立石委員	<p>今の説明でもございましたが、今回の都市計画道路の見直し検証につきましては、本庄市には都市計画道路が数多くありますが、他の路線につきましても今回のような見直しを検討する予定があるかどうか、今後の予定としてお聞かせください。</p>
事務局	<p>都市計画道路の見直しにつきましては、埼玉県より概ね5年ごとに見直しを検討することになっております。平成31年度、32年度がちょうど5年目にあたりますことから、依頼が来ましたら、内部で調整をさせていただいて、見直しを行うかどうかについて、検討していきたいと考えております。</p>
事務局(課長)	<p>よろしいでしょうか。大変慎重な審議ありがとうございました。 これもちまして、平成30年度第2回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。</p>